

第1章 社会的背景と現状

図書館は、“図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設”（図書館法第二条）である。図書館では、閲覧・貸出・レファレンス等といった様々なサービスを提供しており、そのサービスの中の1つとして障がい者・高齢者サービスをあげることができる。

平成18年12月に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」に基づき、日本でも「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、平成28年4月1日から施行された。

「障害者差別解消法」は、国と地方公共団体等の行政機関と民間事業者のすべてに障がいを理由とする差別を禁止する法律であり、行政機関等に障がいのある人への対応として合理的配慮の提供を義務付け、民間事業者については合理的配慮の努力義務を課している。その一方で、図書館での障がい者サービスへの取り組みは十分とは言えないのが現状ではないだろうか。

日本図書館協会が平成28年3月に作成した「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」では、具体的な取り組みや社会的障壁の例があげられている。例えば、貸出しカードを作る際に来館できない方への配慮が欠けていないか、申込用紙の性別の記載が性同一性障害等のトランスジェンダーの方への配慮に欠けていないか等、事例を見ると、今まで気にとめていなかったことが差別につながっていることに気づくであろう。ほんの少しの配慮が差別のバリアを取り除き、環境が整備されていくのではないだろうか。

また、日本の高齢化率は世界の中でもトップで、今後も伸び続けることが想定される。そのような情勢の中、高齢者サービスの重要性は、より高いものとなっていくであろう。しかしながら、図書館の高齢者サービスは発展途上であり、ノウハウ等の蓄積も決して多くはないのが現状である。

このように、障がい者・高齢者サービスについては、手さぐりで進めている館が多く、より一層のサービス向上が望まれることから、この報告書で現状及び実例を紹介していく。

（参考）

- ・GLOBAL NOTE（統計データ）（<http://www.globalnote.jp/>）
- ・平成28年版高齢社会白書
（http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/28pdf_index.html）
- ・日本図書館協会「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」
（http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html）